

2026(令和8)年

9/5(土)

13:30~16:00

(13:00開場)

こどもの権利を考える シンポジウムを開催します

こどもに
権利を認めると
わかまに
ならない?

権利がある
ってことは、
義務もあるの?

こどもの声を
大切にすると
どういうこと?

参加費無料

13:30 基調講演「おとなが学ぶこどもの権利」 栗木 剛さん(mottoひょうご事務局長)

14:20 パネルディスカッション「こどもの声を大切にしたい関わりとは」

パネリスト

きたかた まさこ
北方 雅子さん(留守家庭児童育成クラブ主任支援員)

きもと まさみ
木本 雅文さん(地域クラブ代表、川西市ラグビー協会会長)

みか
山本 美賀さん(川西市主任児童委員、子ども・若者未来会議委員)

わたなべ とおる
渡邊 徹さん(弁護士、川西市子どもの人権オンブズパーソン)

ファシリテーター 栗木 剛さん

申し込みフォーム

会場 アステホール(アステ川西6階) 〒666-0033 兵庫県川西市栄町25-1

定員 200名 9月4日(金)までに申し込みフォームまたは電話で申し込み(先着順)

*空きがあれば当日参加可能です



あなたも、「こどもの権利」を知れば、こどもともっと良い関わり方ができるはず!

一緒に楽しく学びませんか?

こどもの権利とは何なの?

「子どもの権利条約」は、こどもは「弱くておとなから守られる存在」という考え方から、それだけではなく、こどもも「ひとりの人間として人権(権利)をもっている」、つまり、「権利の主体」だという考え方に大きく転換させた条約です。大きくわけて「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つのこどもの権利を守るように定められています。こどもの権利を守り、こどもを育てるのは、おとな・国の責任です。(参考:ユニセフホームページ)

「子どもの権利条約」の4つの原則

原則 1 差別の禁止

差別のないこと

すべてのこどもは、こども自身や親の人種、性別、意見、障がい、経済状況などどんな理由があっても差別されず、「子どもの権利条約」に定めるすべての権利が保障されます。



原則 2 こどもの最善の利益

こどもにとって最もよいこと

こどもに関わることを決めたり、おこなったりする時には、「こどもが一番大切にしていること」「こどもにとって最もよいことはなにか」を第一に、こどもと一緒に考えます。



原則 3 生命・生存及び発達に対する権利

命を守られ成長できること

すべてのこどもの命が守られ、もって生まれた大切な力を十分にその子のペースで育めるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。



原則 4 こどもの意見の尊重

意見を表明し参加できること

こどもは自分に関わるあらゆることについて、自由に意見を表すことができ、おとなはこどもの意見を真剣に受け止め、考慮する責任があります。

